

[別紙1]

鳥取県ローカルインフルエンサーによるとっとり暮らし情報発信支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出(事業開始の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了等から20日以内又は4月10日のいずれか早い方)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

■資料提出・問合せ先

鳥取県庁ふるさと人口政策課 (〒680-8570 鳥取市東町1丁目220)

電話 : 0857-26-7639